



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

### 告示

○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一八六・団体指導室)……………1

### 公告

○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………1  
 ○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)……………1

## 告 示

### 秋田県告示第百八十六号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

本荘加入区

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 山本郡藤里町藤琴土地改良区

認可年月日 平成二十年四月四日

二 山本郡三種町下岩川土地改良区

認可年月日 平成二十年四月四日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大仙市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(四ツ屋地区基盤整備促進事業(農業用排水施設整備))計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成二十年四月十六日から同年五月十六日まで

三 縦覧場所 大仙市役所

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
松原繁雄